

Information Information

第8回裁判のご案内

◎2014年3月28日(金)〈予定〉  
佐賀地方裁判所にて

12:30に佐賀県弁護士会館に集合  
駐車場が限られていますので、お近くの駐車場に  
停めるか、公共交通機関でお越しください。バス  
を出す地域もあります。詳しくはお問合せくださ  
い。模擬法廷・報告集は県立美術館ホールで  
行います。ぜひ、ご参加ください。

■意見陳述者の紹介

神田香織 (かんだかおり) さん  
福島県いわき市出身の講師。「チェル  
ノブイリの祈り」や「フラガール物語」  
等、社会派の新作講談で知られている。  
「講談はだしのゲン」公演で日本雑学  
大賞受賞。http://www.ppn.co.jp/  
kannda/



早川篤雄 (はやかわとくお) さん  
原発問題福島県連絡会代表。福島県楡葉町の宝鏡寺の  
浄土宗住職、障害者施設を運営。1972年、原発・火  
災反対福島連絡会を結成。原子力発電所建設が持ち上  
がった当初から事故がおきる可能性を指摘し、建設反対  
を訴えてきた。福島原発避難者訴訟原告団長。

第9回裁判のご案内

◎7月4日(金)〈予定〉  
佐賀地方裁判所にて

集合場所、時間は第8回と同じです

第9陣提訴のご案内

◎2月27日(木)  
13:00 佐賀県弁護士会館に集合

発行元/「原発なくそう!  
九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/長谷川 照

発行日/2014年1月27日

事務局/佐賀中央法律事務所  
佐賀市中央本町1-10  
ニュー寺元ビル3F  
Tel.0952-25-3121  
Fax.0952-25-3123

\*今後の連絡不用の方は  
お申し出下さい。

支える会のご案内

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かか  
ります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支  
援をいただきますようお願いいたします。支える  
会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年  
会費1万円)の2種類の会員があります。余裕の  
ある方は、年会費1万円の会員になっていただき  
ますと助かります。申込み書は弁護団のホーム  
ページからダウンロードできます。

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHP  
でもご覧になれます。また、弁護団の弁護士が所  
属するお近くの事務所でもみることができます。

★郵送料節約のため、メールアドレス(携帯可)  
をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方  
は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。

2013年末までの決算報告は近日公開します。

2014年分の  
会費納入受付中!

会員のみなさんは今年の会費の納入を  
お願いいたします。

【年会費 送金先】

●ゆうちょ銀行間の振込

口座記号番号  
01760-6-90732

名義人/玄海原発訴訟を支える会  
(ゲンカイゲンパツソシヨウヲササエ  
ルカイ)

●他銀行からの振込

店名 一七九店(179)当座  
口座番号 0090732

第7回裁判を傍聴して  
参加者の感想

安倍政権が、原発を「重要なベ  
ース電源」として、「再稼働を進め  
る」とした「エネルギー基本計画  
案」を発表しました。その1週間  
後の12月20日に玄海原発差止等  
請求事件の第7回期日が行われ  
ました。大牟田原告団は第1回期  
日から毎回貸切バスで参加し、第  
7回期日も21名が参加しました。

今回、私はオレンジの傍聴券で  
の参加で、意見陳述を行ったジャ  
ーナリストの斎藤貴男さん、司法  
書士の菅波佳子さんと弁護士の  
先生に挟まれて原告席に座った  
ため、ただ傍聴しただけなのに  
なぜ緊張しました(笑)。

大牟田原告団は、原告目標500  
名を早急に達成しようとする事  
務局会議を開いて拡大行動に取り  
組みました。その結果、11月21日  
現在の366名から12月20日現在  
で381名と15名増やして当日  
を迎えました。次回、3月28日  
の第8回期日までに500名達成  
をめざします。

2014年は、原発推進への暴  
走を許すのか、原発ゼロに道を開  
くのか、重要な年になりそうです。  
大牟田原告団は年初から団体へ  
の訪問活動を行っています。  
原発ゼロをめざして今年もが  
んばりましょう。

(大牟田原告団 中西 倫仁)

「原発なくそう!九州玄海訴訟」NEWS Vol.7  
2014. Jan



発行元/  
「原発なくそう!  
九州玄海訴訟」原告団・弁護団  
〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10  
ニュー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所 3階  
Tel.0952-25-3121 Fax.0952-25-3123  
メールアドレス no-genpatsu@bengoshi-honryu.com  
ホームページ http://no-genpatsu.main.jp

明けておめでとうございます

原発なくそう!九州玄海訴訟原告団長 長谷川 照

安倍内閣は世界的な経済不況からの脱却を声高に叫び世論に逆らって消費税  
の増税をきめました。一方で特定秘密保護法も無理やり成立させました。さらに  
集团的自衛権の行使を容認する国家安全保障基本法の成立を目指して国家安全  
保障戦略と防衛計画大綱・中期防衛力整備計画を閣議決定し、武器輸出三原則  
の見直しをも目論み、最後に靖国を参拝し本心を吐露して、国内だけでなく世界  
の耳目を驚かせています。

戦争を放棄した日本国憲法は日本だけのものではありません。二度と世界を巻  
き込む戦争を起こさない平和な国の実現を日本は世界から託されたことを認識すべ  
きでしょう。日本は率先して平和な世界をつくる役割を期待されています。私たちは  
平和憲法を安全神話にしてはなりません。1万人原告「九州玄海原発訴訟」の目  
的そのものです。



11月21日、8回目の追加提訴で386名  
の方が新たに原告になりました。隣国・韓国  
からも6名が参加。原告総数は7137名です。

第7回口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

「原発なくそう!九州玄海訴訟」は、今回の第7回弁論に至り、原告側は、新しい審査の基準に関する準備書面 17  
を出しました。これは九電の再稼働申請を踏まえて、単なる「操業基準、為にする基準」でしかないものを安全基準  
にすり替えようとする九電の対応、再稼働は許さない立場から出されたものです。

これに対し、九電と国は準備書面を出しましたが、九電は原発から出る温排水に関する反論で、国も新規制基準に  
関する書面ではありませんでした。九電は、次回の第8回弁論までに、原告側の第16準備書面までの書面に反論す  
るとしましたが、約束はしませんでした。また、国はこれ以上出す書面はないとして居直っています。こうした中で、安  
倍晋三政権は、原発推進政策をとることを明らかにしています。

斎藤貴男さんの意見陳述は、海外での原発売り込み方針が、国内での原発推進政策の背景にあると厳しく指摘して  
います。いよいよ裁判は彼我の激しい競い合いの様相を示しています。

こうした時期に、4回にわたって行われた風船プロジェクトの本を出版するこ  
とが裁判の報告会で公表されました。この本の中で、被害自治体の広がりを  
明らかにしてノーモア・フクシマの声で圧倒的国民世論、力のある正義を実現  
しましょう。次回3月28日の裁判は絶対に見逃せないものとなります。

裁判前の2月27日午後1時には第9陣の提訴行動が予定されています。  
来年の早い時期に、原告団を1万人にして全国に原発を廃炉に、この世論  
を広げましょう。

目次 CONTENTS  
長谷川団長のごあいさつ ..... 1  
第7回口頭弁論を終えて ..... 1  
ここがポイント ..... 2  
意見陳述 ..... 2  
斎藤貴男氏/菅波佳子氏  
参加者の感想など ..... 8  
〈別刷〉風船プロジェクトファイル

めざせ!1万人☆あなたのご家族・友人、知人を原告に誘ってください。委任状と申込書はホームページ  
(http://ne-genpatsu.main.jp) からダウンロードできます。事務局にご連絡いただければ、郵送いたします。

## 東島弁護士の第7回口頭弁論 ココがポイント!



1、第6回口頭弁論までの原告側の主張に対して、今回は被告らが反論することになっていました。しかし、九電は、当日、温排水問題の点のみ反論をしたに過ぎません。また、国は、国が原発推進政策を取ってきたことは一般論として認め、3・11後の対応について一定の主張をしたほかは、操業差止めについて却下を求め、損害賠償については行為・利益等が特定されていないという主張の繰り返しにとどまっています。

つまり、3・11前の国や電力会社の基本である”国の基準を満たしているから安全”という主張(3・11後であれば「新規規制基準に適合している」という主張)すら出していない状況です。また、九電代理人は、九電の主張がいつ目途が立つのか明らかにしませんでした。

2、原告側は、「新規規制基準」が安全性を担保する基準でないことを概論主張しました。その理由として、①3・11事故の原因が明らかにならず、被害も拡大し続けている状況で、安全基準が作れるわけがないこと、②設計基準事故として単一故障のみを想定し、共通原因故障を想定していないこと、③重大事故の位置づけが誤

っており、事故が起きても重大事故対策があるから安全ということ自体誤りであること、④基準地震動の設定に誤りがあること、⑤フィルターベントでは希ガスを通してしまふこと、⑥要求されている施設に5年の猶予期間が設けられていることなどを指摘しました。

3、ジャーナリストの斎藤貴男さんは、①原発がミサイル攻撃を受けた場合の被害試算(最大1万8000人急死)を外務省がまとめたのに公表されなかったこと、②JCO臨界事故を受けて計画された防災ロボットも電力会社が「人間が作業すればよい」と反対して採用されなかったこと、などの例を挙げ、政府と電力産業の人間を舐めきったやり方は許せないと陳述しました。

福島県大熊町(福島第1原発から4km)の菅波佳子司法書士が意見陳述をし、①原発事故の避難の苦勞、②成年後見人をしていない件の生存・所在確認だけでも大変だったこと、③顧客の中でも、家族全員が職を失い避難所で生活をする方、避難後に家族が命を落としたり入院した方、家族離散の話など、地震だけだったら何の影響もなかった方々までも巻き込まれていった事実をこれでもかこれでもかとリアルに陳述しました。

4、次回も、九電の反論がメインになりますが、原告弁護士団でも、再稼働を許さないためにも攻撃的主張の準備をすすめます。

## 意見陳述書



原告 斎藤 貴男 氏  
原告 菅波 佳子 氏



模擬法廷後の報告集会

□ 原告

斎藤 貴男 氏  
(ジャーナリスト)



私はさまざまな社会的事象やその背景を取材し、雑誌や新聞、単行本に記事を執筆することを生業としている者です。原発問題については昨年5月に講談社から刊行した『「東京電力」排除の系譜』で取り上げ、編集者や全国紙の文化・学芸記者らの投票による第三回「いける本」大賞をいただきました。この間の取材・研究の経験などに鑑み、私なりの意見を表明します。

私は玄海原発をはじめ、日本の原発は可能な限り速やかに廃炉にされるべきだと考えています。政府の原発政策や電力会社の運用が徹頭徹尾デタラメであり続け、とてもではないが信頼に耐えられるものでは

原発事故から2年以上が経過して、命を奪われているのは体力の弱い高齢者だけではありません。今年9月にも、私の依頼人が亡くなりました。震災前、債務整理手続きのために私の事務所を訪れた依頼人は、長年勤めた会社をリストラされたことで住宅ローンの支払いが困難となり、貸金業者などから借入れをするようになっていました。依頼人は、再就職はできたものの、体に障害があり、「自宅は自分の体に合わせて作られている。どうしても自宅を失いたくない」と希望したため、個人民事再生手続きで自宅を守り、他の債務を圧縮することにしました。裁判所に申立てをして開始決定後、原発事故は起きました。個人民事再生手続きは、安定した収入がなければ認められません。原発事故で再び職を失い、取下げを余儀なくされました。法的救済を受けられるはずなのに、それができない。原発事故で生活基盤を失った不安に加え、借金の悩みも復活したのです。依頼人は、避難先から一時帰宅する途中に脳梗塞を起こし、そのまま帰らぬ人になりました。体が不自由で64歳の単身、慣れない避難先のアパート暮らしに、室内で何度も転んでは、「原発事故が憎くて悔しくて、一人で泣いていた」というのが、私が依頼人から聞いた最後の言葉でした。

福島第一原発の立地している双葉郡8町村の直接

死者数208人に対し、原発事故関連死者数は、921人(平成25年12月15日現在)となり、原発事故の避難による関連死者数が震災の直接死者数を大きく上回っています。の中には、将来を悲観した自殺者も含まれています。東日本大震災の難を逃れ、助かったはずの大事な命を次々に奪っていく原発事故が憎くてなりません。関連死であるかを問わず、多くの高齢者は、故郷に帰りたい願いも叶わぬまま、人生の最期を避難先で迎えています。その無念を国や東京電力が知ることなどできません。

「原発事故さえなければ」。私達住民は、この言葉を何十回、何百回、口にし、涙したかわかりません。「もう二度と同じような苦しみを誰にも経験させたくない」という思いから、この裁判に原告として参加しました。

そして、法の担い手の一人として、現地福島被害の実情を直接お伝えするために、本日ここに参りました。原発事故を受けても、国は原発ゼロへ政策を転換しません。私は、裁判所だけは、原発の存在が地域住民の命に係わる問題と捉え、正しく判断してくれると信じています。

以上



## TOPICS 【さよなら原発! 11.10 九州沖縄集会】



昨年11月10日に福岡市舞鶴公園で行われた集会にはあいにくの雨の中、九州各地から1万人以上が集まりました。

当日は訴訟団で2ブース、福岡中央区の会が1ブース出店しました。訴訟団のブースでは原告参加申込みの受付、風船プロジェクトの展示とグッズ販売、中央区の会はパウンドケーキなどお菓子の販売を行いました。

原告団・弁護士団は朝から地域ごとに分かれ、4箇所ある入口でビラを配布し、原告参加をよびかけました。午前中は出足が悪く、お昼の時点での原告拡大は5名ほどにとどまっていたようですが、終わってみれば52名の方が会場であらたに原告になってくれました。

見人の安全確保の緊急性など、その公益性を疎明して立入りの許可を求めましたが、原発から5キロ圏内の事業所の立入りには、東電の放射線管理職員の同行が条件とされ、簡単には許可されませんでした。毎日、大熊町の災害対策本部に電話をかけ、「迷惑は掛けない、何かあっても責任追及などしないから自分の事務所に入らせて欲しい」と懇願し続け、大熊町第1号として、事務所への立入りが認められたのは、震災から2か月後の5月10日でした。滞在時間は2時間と指示されたので、防護服を着て、地震で書類が散乱したままの事務所に入り、開業当初からの顧客ファイルや情報の入ったパソコンを運び出しました。

持ち出した顧客ファイルから、携帯電話の番号がある依頼人達の安否確認を始めました。県内外に避難した依頼人達と電話や面会して話をするたびに、原発事故の被害の大きさを知ることになりました。自宅や職場が警戒区域に指定されたために、家族全員が職を失い避難所で生活する方、避難後に家族が命を落とした方や入院した方、子供達は母親と学校の移転先で生活し、父親は会社の移転先へ、祖父母は役場機能の移転先の避難所へと家族が離散した話は山ほどありました。

一人で大熊町に住んでいた高齢の依頼人女性と連絡が取れたので、避難所に会いに行きました。自宅近くの病院に入院していた夫は、神奈川県のある病院へと避難させられ、避難直後に病院で亡くなりましたが、携帯電話を持っていない妻には連絡が取れませんでした。死後数日経ってようやく対面でき、知らない土地で火葬し避難所に遺骨を持ち帰りましたが、避難先は、一般の旅行客もある温泉旅館だったため、旅館に迷惑をかけてはいけないと、お線香をあげることに控えていました。当時高齢者は、一時帰宅も認められておらず、遺影になる写真の一枚もありませんでした。死に目にも会えず、葬儀もできず、毎日たった一人で、避難所である温泉旅館の一室で遺骨を眺めていたことを知りました。



アピールウォーク出発前(佐賀県弁護士会館)

原発事故から3か月目の6月11日には、被後見人が一人、命を落としました。避難直後から熱を出し、入退院を繰り返していました。入所していた大熊町の施設から急遽、会津若松市内の施設に運ばれ、広大な福島県の端から端へ、寝たきりで82歳の弱った体に大きな負担を強いられたのは明らかです。危篤の知らせを受けて、すぐに会津若松市内の病院に向かいました。既に息を引き取っていた被後見人の姿を見たときは、悔しくて悲しくて涙が止まりませんでした。何年先に発生するかわからない健康被害を避けるため、命を縮める結果になったのです。地震だけなら何の影響もなかった高齢者まで一律に、避難の指示を出した政府や東京電力に憤りを感じました。避難先で火葬しましたが、大熊町に先祖代々のお墓があっても納骨することはできません。避難指示区域の住民は亡くなった後ですら戻れないのです。

今年4月、司法書士の先輩も命を落としました。原発事故前は、支部で誰よりも元気な姿を見せていた先輩は、避難先を転々とし、仮設住宅に移り住みましたが、日に日に体力が衰えました。葬儀で「先日は〇〇さんが、その前はあの人も、そしてまた」と周囲の高齢者が次々と亡くなっていく現状に、「原発事故を恨んでも恨んでも、恨みきれません」と涙ながらに読まれた弔辞に、避難先から参列した住民らが同じ思いで悔し涙を流していました。

ないと断じざるを得ないからです。一言で言えば国民を舐めきっている。たとえば、

①国内の平均的な原発がミサイル攻撃を受け、緊急避難を行わなかった場合、最大で1万8千人が急死。死亡にまでは至らなくても造血機能が損なわれるなどの急性障害が最大で4万1千人も出るとする試算を1984年に外務省がまとめたにもかかわらず、「反原発運動を利する」などといった理由で公表されないままで、しかもミサイルだけでなく一切のテロ対策も講じられなかった。

②経済産業省の外郭団体である「製造科学技術センター」は、原発事故に対応できる防災ロボットの開発に予算をつけ、2001年までに三菱重工業、東芝、日立製作所などが完成させていた。2人の死亡者を出した東海村のJCO臨界事故を受けた動きだったのに、肝心の電力会社が反発し、「何かあったら人間が作業すればよい」との結論が導かれて、採用されずじまいだった。

——などといった事実を、私は『「東京電力」排除の系譜』で詳しく検証しました。北朝鮮が攻めてくるから憲法を改正して備えるのだと言いながら、一方で無防備の原発を粗製濫造し続けている自民党政権は何を考えているのかと指摘した元原発技術者の論文を発見し、原稿に引き写していた際には、彼の怒りに共感するとともに、低次元も極まった政治を嘆いて、つくづく悲しくなったことをよく覚えています。

拙著では、原発に反対している人々を政府や電力会社がいかに敵視し、凄まじい人権侵害を重ねているかも追及しました。地域の個人情報などをたやすく収集できる電力事業の特性を悪用し、公安警察などと連携しては、従順でない国民を監視下に置き、嫌がらせを重ねてきた卑劣にこそ、原発の本質が凝縮されているのではないかとされるほどです。

また、これは拙著を刊行した後ですが、鹿児島県の空港で購入した地元出版社の本に、次のような記述を見つけたことが忘れられません。佐賀新聞の記者が玄海原発に触れ、“町議会議長を六期も務め、町長さへも意のままに操った玄海町のドン”と呼ばれた人物の談話を記していたのです。〈用地買収から飲んで、飲んだ酒代の総額は一年間で大体1千万円〉。

昭和40年代の1千万円である。酒席は車で約40分離れた唐津の町で毎晩のように続いたという。

「清算は町の議長交際費で500万。九電が500万出した」と豪語する。「人を説得するのにお茶なら1年かかるところが、酒なら1月で済む。女なら1日やけどな」と言い切った。

原発行政にも軍隊経験者らしく、「あくまで国を信じる」と言い切る言葉によどみはない。「反対派のいる地区には道路も通さん」と言い、実際にその力もあった彼に逆らうことは、狭い町の住民には許されなかった(武富泰毅「九電玄海原発 人口過密地、足下に集中する原発」橋爪丈郎編著『九州の原発』南方新社、2011年所収)

過ぎ去った歴史は変えようがありません。ですが、福島第一原発事故を経験してしまった私たちには、せめて未来だけでも改めていく責任があるのではないのでしょうか。

3・11東日本大震災からしばらくの間、そのような機運が高まった時期があったように記憶しています。ポスト原発時代のエネルギーをどうするか。将来における日本の経済社会ビジョンは。そもそも、私たちはいかにして生きていくべきなのか——。

哲学的とも言える命題を掲げた書物が巷に溢れ、誰もが何事かを考え始めたいと感じることができた日々は、しかし、じきに終わってしまいました。経済成長——というよりは一握りの巨大資本の経済的利益——だけが絶対無二の価値であり、正義であり、バラ色の未来を約束してくれる福音なのだとする発想にこの国の社会はまたしても覆い尽くされて、やがて原



反論する被告代理人(模擬法廷)



右と左の裁判官役は原告の方(模擬法廷)



意見を述べる原告代理人(模擬法廷)

発事故のごときは“起こらなかったこと”として黙殺し、抵抗する者をせせら笑う態度こそが、まるで理想的なリーダーシップでもあるかのように喧伝されていきます。

このところの政財官界が猛進している官民一体、オールジャパン体制による原発輸出も、その表れのひとつでしょう。アベノミクスの柱のひとつに位置付けられた国策は、必然的に国内でのさらなる原発推進を伴います。新幹線の何十倍もの電力を消費すると言われるリニア中央新幹線が来年に着工されるのも、高レベル放射性廃棄物の最終処分場探しにわか加速しつつあるのも、もちろん福島被災者たちへの補償が一向に進まないのも、当然、無関係ではありません。

すなわち国策たる原発輸出のバックヤード、あるいはショールームとしての日本列島、という構造が築かれようとしている。原発立国が目指されていると言って過言でないかもしれません。爆発した原発の後継機を海外に売り込むからには、放射能の不安など気にもせず、ひたすら国の経済成長に人生を捧げている国民の生活ぶりを相手国の要人にアピールし、なおかつ接待や饗応の舞台とする場所が必要だということです。すべての原発が停止している現在でも電力は十分に足りているではないかとする合理的で説得的な批判が、それでも顧みられることがない所以だと思います。私たち日本国民はいつの間にか、原発産業とその利益に直結するインナーサークルを命がけで支える決死のカミカゼ・セールスマンに仕立て上げられていることになりましたね。

繰り返します。日本政府と電力産業の、人間を舐

めきったやり方を、私はどうしても許せないのです。許せないことを許さないために、私はあらゆる手段を用います。各地の反原発、脱原発の運動が挫けずに頑張っているのですから、私も書いたり喋ったりの本業だけに拘りません。そんな折に本件訴訟の存在を知り、私はぜひ原告の一員となって、私たちの社会を少しでもまっとうにするための一粒の麦でありたいと考え、今、この法廷で意見を述べさせていただきます。玄海原発の周辺住民でもないのに、と自問自答もしましたが、少なくとも自分にとってはプロのジャーナリストとして知り得た現実に対する責任を果たす義務が優先されると判断した次第です。

私はもともと、原発のテーマにさほど熱心な物書きではありませんでした。その危険性は承知していましたが、反原発の立場でもありましたが、本格的な仕事にしたことはなかったのです。

恥を申します。国策に本気で抗えば世間に疎まれ、ただでさえ窮屈なこの国の社会で、ますます居場所がなくなるに違いないと考えていたからでした。多くの先達が充実した取り組みを重ねておられたのを横目に、どうせ自分の出番などありはしないのだとも思い、己を正当化させておりました。

ですが、もう黙っているわけにはまいりません。裁判長をお願いします。私たちの祖国をこれ以上、支配と被支配の関係ばかりに貫かれた封建社会であり続けさせないために、玄海原発の差し止めを是としてください。わが国の未来は、裁判長のご判断にもかかっているのですから。以上



□原告

菅波 佳子氏  
(司法書士)



私は、福島県の司法書士です。私の自宅と事務所は、双葉郡大熊町の福島第一原発から4キロの距離にあります。大熊町では、2011(平成23)年3月11日の夜10時前に、福島第一原発から3キロ圏内の住民に避難指示が出され、10キロ圏内の住民に屋内待避の指示が出たことを知らせる防災無線が町内に響き渡りました。携帯電話は通じず、家族の安否もわからないまま、不安な一夜を車の中で過ごしました。翌朝6時頃、原発から20キロ圏内の住民に避難指示が出たので大熊町民は全員避難する。迎いのバスが向かっているから近くの集会所に直ちに集合するようにと指示する防災無線が繰り返し流れました。集会所では、「山側に避難する。観光バスだから荷物は手荷物だけにするように。ペットは連れて行けない。車では避難しないように」と消防団員らが説明してまわっていました。住民達は、「原発に何かあったのか?どこに行くのか?いつまで避難するのか?」と聞いていましたが、「山側のどこに行くのかはわからない。念のために避難するだけだと聞いている」と回答するだけで、消防団員からも詳しい情報は聞かされていないようでした。「30台の観光バスが往復して町民全員を避難させる」との説明でしたが、大熊町の人口は約1万1000人です。たった30台で避難なんてできるはずがないと思いました。暫くして、バスが1台到着しました。高齢者や小さい子供連れの家族を先に乗せ、集会所で後続のバスを待ちました。数台のバスの後、昼を過ぎた頃に、自衛隊のトラックが何台も連なってやってきました。私は、残りの住民達と一緒にトラックの荷台に乗り、大熊町を後にしました。

山側に向かう細い道路は、避難する車や自衛隊のトラックで大渋滞していました。受け入れ予定先の避難所では「既に定員を超えたから他に行って欲しい」と何か所も断られ、その度に新たな受け入れ先を探し、あても無く山中の道をトラックに揺られ彷徨いまし

た。結局、トラックの荷台に10時間以上乗っていました。

真夜中にやっと決まった避難所でも、水素爆発があったために、スクリーニング検査を受けなければ建物の中に入れてもらえませんでした。ようやく家族と連絡が取れましたが、ガソリンが流通しておらず、すぐに迎えには来てもらえません。私は、郡山市内の避難所に1週間滞在し、その後実家のあるいわき市に身を寄せました。いわき市は、避難指示区域には指定されていませんでしたが、多くの住民が避難していて、コンビニもスーパーも営業していなかったため、生活必需品を買い揃えることもできませんでした。

実家の姪の服を借り、原発事故前から後見人に就任していた被後見人3名の安否確認作業に入りました。着の身着のまま避難し、事務所にも立入りできない時期に、被後見人の情報は自分の記憶だけです。管轄家庭裁判所は休止が続き、謄写を求めても対応してもらえませんでした。インターネットで公開された避難所情報を頼りに、何か所もある避難所に電話をかけたのですが、どこも電話はパンク状態で、繋がっても混乱していて、名前程度の情報だけでは探せませんでした。不安でたまりませんでした。役場の福祉課職員や社会福祉協議会、地域包括支援センター、とにかく高齢の被後見人の安否を確認するために電話をかけ続けました。幸い全員が県内外の施設に引き受けられていて、生存を確認することができました。

4月初めには、休止していた相馬簡易裁判所の事件が再開しました。慌ててスーツを買い、訴訟資料をすべて謄写し、法廷に立ちました。1か月後に次回期日が定められましたが、それまでに依頼人の安否確認ができるかどうかはわかりません。自分の生活拠点を確定させなければ、司法書士業務は不可能でした。県内外に避難している依頼人達に対応するため、移動に便利な福島市内に部屋を借りましたが、このままでは、依頼人の連絡先すらわかりません。大熊町の事務所に顧客ファイルを取りに行かなければ、どうにもならないことを大熊町の災害対策本部に訴えました。当時は、個人の一時帰宅も認められておらず、「公益性のある事業所」にだけ立入りを検討すると聞き、後見業務や裁判を受ける権利の重要性、高齢の被後